

お手続きは原則、郵送のみの受付です。窓口にお越しいただいても書類のお預かりのみとなります。ご了承ください。

【任意継続のお手続きの流れ】

- 1 会社を退職してから20日以内にお手続きしてください。
20日を過ぎますとお手続きはできませんので、ご注意ください。
- 2 「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」に必要事項を記入し
当組合へ郵送で提出してください。退職証明書等のコピーを同封いただきますと、お手続きがスムーズに行えます。
被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」と必要書類を併せてご郵送ください。
(ご不明な場合は当組合にお問い合わせください。)
- 3 保険料を確認の上、下記のいずれかの口座にお振込みください。
(保険料は当組合にお問い合わせいただくか、勤務先の事務担当者にお問い合わせください。)

銀行名	支店名	支店コード	口座番号
みずほ銀行	横浜駅前支店	292	普通 1325292
りそな銀行	横浜西口支店	670	普通 0299354
横浜銀行	本店営業部	200	普通 0370349
三菱UFJ銀行	横浜駅前支店	251	普通 4749910

*:振込人名義の前に保険証の記号、番号(間にハイフン)を入れてください。例)10-〇〇 ケンポ タロウ

- 4 申請書と保険料の振込みが確認できましたら、任意継続の手続きを開始します。
保険証の記号・番号が変わりますので、病院等の受診の予定がございましたら
事前にマイナ保険証の登録をしていただくことをお勧めします。
- 5 次回以降の保険料は毎月1日(休日の場合は翌営業日)に手続き時の住所宛に納付書を発送いたしますので
指定の銀行窓口、もしくはATM等で毎月10日までに納付のお手続きしてください。
10日を過ぎますと未納喪失となります。ご注意ください。
- 6 加入期間は2年間です。その間に
 - ・就職した:「任意継続被保険者資格喪失申出書」に新しい保険証のコピーをつけて提出してください。
 - ・任意脱退したい:「任意継続被保険者資格喪失申出書」をご提出ください。健保で受け付けた日の翌月1日に資格喪失となります。
資格喪失通知書を発行いたしますので、新しい保険への加入手続きをお願いいたします。
 - ・加入期間を満了した:資格喪失通知書を発行いたしますので、新しい保険の加入手続きをお願いいたします。いずれの場合もお手元にある保険証はご返却ください。